四　認証業務実施設備のうち署名用電子証明書発行者署名符号、利用者証明用電子証明書発行者署名符号又は特定利用者証明検証者証明符号を作成し、又は管理する電子計算機は、当該署名用電子証明書発行者署名符号、当該利用者証明用電子証明書発行者署名符号又は当該特定利用者証明検証者証明符号の漏えいを防止するために必要な機能を有する専用の電子計算機であること。

［五　略］

（認証業務の実施の方法）

第七十四条　機構が行う認証業務の実施の方法は、次に掲げるとおりとする。

［一・二　略］

三　複数の者による署名用電子証明書発行者署名符号、利用者証明用電子証明書発行者署名符号及び特定利用者証明検証者証明符号の作成及び管理その他当該署名用電子証明書発行者署名符号、利用者証明用電子証明書発行者署名符号及び特定利用者証明検証者証明符号の漏えいを防止するために必要な措置が講じられていること。

（保存）

第八十二条　法、令及びこの省令の規定に基づく申請書その他の書類（電磁的方法による記録に係る記録媒体により保存したものを含む。）の保存期間は、別に定めるもののほか、次の各号に掲げる書類の区分に応じ、当該書類を受理し、又は作成した日から当該各号に定める日までの期間とする。

［一～六　略］

七‖　特定利用者証明検証者の設備、安全対策措置及び組織管理に関する書類で次に掲げるもの　当該書類を受理し、又は作成した日から起算して一年を経過する日

イ　第六十四条の五第一項各号に掲げる事項及びその変更に関する記録

ロ　第六十四条の六第一号の措置に関する記録（映像によるものを除く。）

ハ　第六十四条の六第二号の措置に関する記録（不正なアクセス等があったときのものに限る。）

ニ　第六十四条の六第三号から第七号までの措置に関する記録

ホ　特定利用者証明検証者証明符号電子計算機処理等設備の動作に関する記録

ヘ　特定利用者証明検証者証明符号電子計算機処理等設備及び第六十四条の六各号の基準に適合するために必要な設備の維持管理に関する記録

ト　確認に関する事務の全部又は一部を他に委託する場合においては、委託契約に関する書類

チ　事故に関する記録

リ　書類の利用及び廃棄に関する記録

八‖　［略］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

四　認証業務実施設備のうち署名用電子証明書発行者署名符号又は利用者証明用電子証明書発行者署名符号を作成し、又は管理する電子計算機は、当該署名用電子証明書発行者署名符号又は当該利用者証明用電子証明書発行者署名符号の漏えいを防止するために必要な機能を有する専用の電子計算機であること。

［五　同上］

（認証業務の実施の方法）

第七十四条　［同上］

［一・二　同上］

三　複数の者による署名用電子証明書発行者署名符号及び利用者証明用電子証明書発行者署名符号の作成及び管理その他当該署名用電子証明書発行者署名符号及び利用者証明用発行者署名符号の漏えいを防止するために必要な措置が講じられていること。

（保存）

第八十二条　［同上］

［一～六　同上］

［新設］

七‖　［同上］

附　則

（施行期日）

1　この省令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第六号に掲げる規定及び同条第十号に掲げる規定（同法第四条中行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第十七条第四項の改正規定に限る。）の施行の日（令和二年五月二十五日）から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際現に電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第十七条第一項第五号又は第六号の認定を受けている者については、この省令による改正後の電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則第二十五条から第二十八条までの規定にかかわらず、なお従前の例による。